

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 石川労働局総務部長 ○○ ○○ (以下「甲」という。) と、○○○○○
○○ ○○○○ ○○ ○○ (以下「乙」という。) とは、平成30年度 求人情報誌配送業務
を行うことに関し次の条項により契約を締結する。

(契約の目的)

第 1 条 本契約は、甲が発行する求人情報誌等を甲の指定する場所への配送及びこれに付帯する
役務を乙が提供し、これを受け甲が乙に委託料を支払うことを目的として行う。

(契約保証金)

第 2 条 契約保証金は免除する。

(調達内容)

第 3 条 配送先、数量等別添仕様書のとおりとする。

(契約料金)

第 4 条 契約額は、金○, ○○○, ○○○円 (うち消費税相当額○○○, ○○○円) とし内訳は
次のとおりとする。

【内訳】

金沢公共職業安定所・・・・・・○○○, ○○○円

小松公共職業安定所・・・・・・○○○, ○○○円

白山公共職業安定所・・・・・・○○○, ○○○円

加賀公共職業安定所・・・・・・○○○, ○○○円

(契約期間)

第 5 条 契約期間は、平成30年4月2日から平成31年3月29日までとする。

(契約条件及び内容の見直し)

第 6 条 契約期間中に社会情勢の変動や事情変更により、契約条件及び内容に変動が生じる事象
が発生した場合は、甲乙協議の上、契約条件及び内容の見直しを行うことができる。

(再委託)

第 7 条 乙は、本業務の全部を第三者に委託することはできない。

2 乙は、本業務の一部を再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を
提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託の契約金額が50万円未満
の場合は、この限りでない。

3 乙は、本業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者 (以下「再委
託者」という。) の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

4 乙は、本業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項につ
いて本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第 8 条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除
き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
い。

2 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したこ

とにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めた場合はこれに応じなければならない。

（履行体制）

第 9 条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式 3 の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、乙に対し報告を求めることができる。

（契約代金の請求）

第 10 条 乙は、1 カ月分の委託業務に要した費用を毎月末に取りまとめを行い、翌月 10 日までに「官署支出官 石川労働局長」あて請求するものとする。

（代金の支払い及び支払遅延利息）

第 11 条 前条に基づく代金は、甲が乙から適法な請求書を受理した日から、30 日以内に支払うものとする。

2 甲の責に帰すべき事由により契約代金が支払約定期間に支払われなかったとき、乙は、甲に対して支払い時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、支払請求金額に対して、年率〇．〇〇パーセントを乗じた額を遅延利息として請求することができる。

（権利義務の譲渡）

第 12 条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。

ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 2 に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（秘密の保守）

第 13 条 乙及びその技術員は、保守の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。

（危険負担）

第 14 条 乙は、乙の作業員が配送先施設の敷地内でする行為のすべてについて責任を負うものとする。

（契約の変更）

第 15 条 契約期間中に契約改定の必要が生じた場合は、甲乙協議の上、変更することができる。

（契約の解除）

第 16 条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、本契約を解除するものとし、これに対し乙は異議申し立てをすることが出来ないものとする。

- (1) 乙が本契約の条項に違反したとき。
- (2) 乙が本契約の解除を請求したとき。
- (3) 甲が行う検査に際し、乙が甲の職務執行を妨げ、若しくは詐欺、その他の不正の行為を行ったとき。
 - 2 甲は本契約を前項以外の理由により解除する必要があるときは、乙に対し1ヵ月までに文書により通知するものとする。

(違約金)

- 第17条 乙は、前条の規定により本契約を解除した場合は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲に納入しなければならない。
- 2 甲は前条第1項第2号の請求が、天災地変その他正当な事由に基づくものと認めるときは、前項に基づく違約金の納入を免除する。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第18条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
 - (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
 - (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
 - (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
 - 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
 - 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実(再委託先に係るものを含む。)を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第19条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった(同訴訟が取り下げられた場合を含む。)又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確

- 定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第2項又は第4項及び第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
 - (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第2項又は第4項の規定による納付命令（独占禁止法第7条の2第7項、第8項又は第9項の規定の適用がある場合に限る。）を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

- 第20条 乙が第18条及び前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 2 遅延利息が100円未満であるときは、支払うことを要せず、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第22条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第23条 乙は、前二条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前二条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第24条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第25条 甲は、第21条、第22条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第21条、第22条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第26条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(紛争の解決)

第27条 この契約に関し、疑義紛争が生じた場合は、又はこの契約に定めのない事項については、
甲乙協議の上、解決するものとする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各1通を保管するものとする。

平成30年4月〇日

甲 石川県金沢市西念3丁目4番1号
支出負担行為担当官
石川労働局総務部長 〇〇 〇〇

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

様式 1

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
石川労働局総務部長 殿

商号又は名称
代表者氏名 ⑩

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式2

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
石川労働局総務部長 殿

商号又は名称
代表者氏名 ⑩

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式3 履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・ 各事業参加者の事業名及び住所
- ・ 契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・ 各事業参加者の行う業務の範囲
- ・ 業務の分担関係を示すもの